

新型コロナ傷病手当金の概要

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い様々な影響が出ている中、国が示した新たな傷病手当金の支給に準じ、新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより労務に服することができなかつた被保険者に対し、従来の傷病手当金に加え新たに新型コロナ傷病手当金を支給するものです。

1 支給対象者

第一種組合員、第一種・第三種組合員の家族（事業所から給与等の支給を受けている者に限る。以下同じ）及び第二種組合員

※第一種組合員のうち、事業所に雇用されている者（法人事業主を含む）は、常勤雇用の場合に限る。

2 支給要件

1の者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染の疑いにより発熱等の症状があり労務に服することができなかつた場合

3 支給対象日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

4 一日当たりの支給額

(1) 第一種組合員

一日当たり 10,500 円を支給

(2) 第一種・第三種組合員の家族及び第二種組合員

一日当たりの支給額

= (直近の継続した3月間の給与収入の総額) ÷ 90 × 2/3

※この場合、(2)の者に対し、労務に服することができない期間中に給与等が支払われている場合は、本来支給される新型コロナ傷病手当金の額から給与等の支給額を控除する。また労災の休業補償給付等の支給を受ける場合は、新型コロナ傷病手当金は支給しない。

※既存の傷病手当金の要件に合致した場合は、あわせて支給する。

5 適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため勤務することのできない期間とするが、新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、期間を延長する。また、適用期間内の支給が開始された日から、療養が継続するため連続して労務に服することができない場合は、最長1年6月までの期間支給する。